

東日本大震災により再入国許可を取得せずに出国した留学生の方へ  
(特別措置の終了)

平成23年9月1日

東日本大震災により再入国許可を取得せずに日本を出国した留学生の方の査証申請に関する特別措置は平成23年8月31日をもって終了しました。

3月11日時点において「留学」の在留資格で本邦に滞在し再入国許可を取得せずに出国した留学生で、大学等教育機関において引き続き教育を受けるため入国を希望される方は、改めて在留資格認定証明書を取得した上で大使館・総領事館において査証を申請してください。

詳しくはお近くの日本大使館・総領事館にお問い合わせください。